

平成19年度 施政方針

平成19年3月町議会定例会における町長の施政方針を、要約してお知らせします。



平成十九年度は、地方自治法が施行され六十周年を迎えます。今一度、初心にかえって、地方自治を担うという強い自覚と使命感を持って、町政の発展に全力で取り組んでまいり所存です。このため、町づくりの根幹である総合計画における重点施策として、七項目にわたる行財政改革への取り組みを掲げています。

まず第一に行政評価システムの導入です。これからの周防大島町がどのような施策を重視していくのか、その目標をどのように定めるのかなどを明らかにするものです。第二に財政健全化計画の策定です。厳しい財政状況の中で、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる財政基盤を確立するため

の計画を策定したところです。第三に定員適正化計画の策定です。組織、機構の見直しを進めながら職員数の計画的な削減を行い、簡素で効率的な行政の実現を図ります。第四は、職員の意識改革と人事評価制度の確立、第五は住民の目線に立った協働体制の確立です。

第六は公共施設適正配置指針の策定です。既設の公共施設の有効活用、統合、廃止、転用など町域全体のバランスを考慮しながら検討を進めます。またその管理についても、指定管理者制度を積極的に活用して、サービスの向上と効率化を進めてまいります。

第七は行政機能の充実です。合併のメリットである効率的でスリムな組織と住民サービスの向上が図れる組織、機構を目指してまいります。行政改革実施計画並びに集中改革プランに基づき、一層のスピード感を持って強力に行政改革を進めてまいります。

非常に厳しい財政状況の中ではありますが、平成十九年度は新町建設計画や旧町からの引継ぎ事業である東和庁舎及び星野哲郎記念館、大島斎場、一般廃棄物最終処分場及びびりサイクルセンターがほぼ完成し、供用開始の運びとなります。

また、主要な新規並びに継続事業としては、防災行政無線の整備、大島病院の新築移転、白木半島線の一般混乗スクールバスの導入、ブロードバンド環境整備、学校統合など、防災安全対策や医療保健対策、住民生活に密着した事業に取り組んでまいります。

私の永年の政治理念「町民こそ町づくりの主人公」であるとの思いに立ち、この町に暮らす喜びを確かなものとするため、町の将来像である「元氣・にこにこ・安心で、二十一世紀にはばたく先進の島」の実現に向け、真に持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいります。

